

森の台小学校いじめ防止基本方針

平成30年2月28日改定

I いじめの防止に向けた学校の考え方

いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。いじめを防止するには、特定の子どもや特定の人だけの問題とせず、広く学校全体で真剣に取り組む必要がある。いじめのない学校を実現するためには、学校だけでなく、保護者、地域など、みんながそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら児童の指導を進めていく必要がある。さらに、子ども自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない学級・学校の実現に努めるように指導していくことも肝要である。

1 いじめの定義

法律には、

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

とされており、法は、いじめられた児童生徒が「心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義し、いじめを見落とすことのないよう、いじめられた児童生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえている。

本校では、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要であると考えている。けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、児童生徒の感じる被害性に着目しながら、背景にある個々の事情・状況の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

2 いじめ防止等に向けての基本的な考え方

本校の立地は横浜線中山駅に程近く、学区内には多くの住宅がある地域である。地域の住民や保護者の方々は地域や学校への関心が高く、学校の教育活動にも協力的である。いじめや暴力を根絶しようという意識は高いと感じられる。

そうした中で、学校・家庭・地域が連携して「いじめを見逃さない。」「いじめや暴力は決してしてはいけないこと。」「他者を排除するような環境をつくらない。」という意識を啓発・共有しながら、子どもを育てていくことが大切であると考えている。

そこで、学校では、基礎学力の定着や体験活動の充実を図り、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を確かめたり、他者の長所等を見付けたりする活動を通して、互いを認め合う温かい人間関係を学級・学校でつくるようにする。

そして、自分に自信をもち、他との違いを認められる豊かな心を育てることにより、いじめを防止につとめるとともに、保護者等の協力を得ながら、一人ひとりがよりよく変容し成長していくことを期待して根気強く指導に取り組む。

II 学校いじめ防止対策委員会の設置及び組織的な取組

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的・組織的にするため、いじめ防止対策推進法第22条に基づき、「いじめ防止対策委員会」を設置し、それを中核として、校長を筆頭に教職員の一致協力体制を確立し、教育委員会や関係機関と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

1 「学校いじめ防止対策委員会」の設置 と構成員

○ 「いじめ防止対策委員会（定例）」

児童指導の基盤となる人権・児童指導委員会と同日に、月1回以上定期的な話し合いや情報共有の場を設ける。

構成員は管理職、各学年の人権・児童指導委員、児童支援専任教諭、養護教諭、特別支援コーディネーターとする。

○「いじめ防止対策委員会（臨時）」

いじめの疑いがあるなど緊急に検討する必要がある事案の認知に伴い随時開催する。

構成員は、学校長、副校長、児童支援専任、養護教諭、当該担任、学年主任、その学年の人権・児童指導委員などとする。

※両委員会ともに、必要に応じて学校カウンセラーや区役所・児童相談所・警察などの関連機関にも声をかけてアドバイスをもらったり、SSWや療育センターなど、心理や福祉等の専門家の参加を求めたりする。

※両委員会において管理職は、学校としての組織的な対応方針を決定するとともに、作成した毎回の会議録を校長室で保存する。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の活動内容

○「いじめ防止対策委員会（定例）」

1. いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて各学年の情報の収集や、いじめ防止やいじめに関する指導の方法や指導状況の共有や検証を行い、教職員のいじめを捉える感性を磨くとともに、委員会構成員の調査や指導に関する対応力を向上させる。さらに、いじめ防止基本方針の点検や年間計画等を改定し、教職員のいじめ防止のための研修計画を立案し運営・実施するなど、いじめ防止に関わる基本業務に取り組む。
2. 構成員は、学年でいじめの疑いのある事案が発生したときには、主体的に事案の調査や指導、記録等に関わるものとする。重大事態が起こったときには、構成員全員が中心になって調査・対応に取り組む。

○「いじめ防止対策委員会（臨時）」

1. 児童や保護者からのいじめの訴えや情報提供があった場合、またはいじめの疑いがあると教職員が感じたときには、担任や一部の教職員で抱えることなく、「いじめ防止対策委員会（臨時）」に報告する。
2. 報告された事案に対し対策委員会が中心になって対応方針や組織的な取り組み方法を決め、担任や学年職員、支援専任等が調査等を行い、支援や指導の計画を立て、必要に応じて保護者と情報共有を行い、対応を実行していく。

Ⅲ いじめの未然防止、早期発見・事案対処

・いじめの未然防止

児童の誰もが安全で安心して学んだり過ごしたりできる場として、学校経営計画等をもとに教育活動を進める。また、校内重点研究「道徳科」を中心に、学びの基礎・基本の定着を図りながら、児童自らが他との違いを認め、自尊心を高められるような授業づくりに努める。また、子供が主体となっていじめのない子供社会を形成するという意識を育むため、発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるような活動を児童会活動の計画委員会などの活動に計画的に取り入れる。

・いじめの早期発見

日常的に児童の様子についての情報の共有化を図り、いじめの芽を見逃さない教職員の見守り体制を構築する。また、児童の生活（YP アセスメント・年2回実施）やいじめに関するアンケートを定期的に行う。必要に応じて児童の教育相談を行う。

・いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、いじめ防止対策委員会を中心に、組織的かつ迅速に対応する。被害児童・保護者への心に寄り添った支援や、加害児童・保護者に対する指導・支援を継続的に行う。いじめが犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童の生命・身体または財産に重大な被害が生じる場合は、警察や関係機関、専門機関と連携して支援を行う。また、対策委員会での情報共有、対応方針の決定や活動状況等を記録する。

いじめの解消は、「行為が少なくとも3か月止んでいること」「当該児童が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件を満たされている必要があることを全職員が理解し、継続的に被害児童を見守っていく。

・教職員等への研修の実施

いじめ防止対策委員会の年間計画をもとに、児童理解研修やいじめ防止研修を企画・実施する。それを通し、教職員一人ひとりがつらい思いをしている児童生徒の気持ちに寄り添い、その思いをしっかりと受け止める力の向上を図るとともに、いじめ防止に関わる指導を確実に実施できる力を養う。

・保護者・地域への発信と連携

学校と保護者は児童生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめの未然防止に向けた取組を、学校説明会・入学説明会・PTA運営委員会・まちとともに歩む学校づくり懇話会や学家地連などを通して広く保護者や地域に発信し、連携・協力を図る。HPや学校便りでの発信や、ネットマナーなどの講演会開催などを行う。

・年間計画

月	内 容
4	組織の役割の確認 新年度の児童の実態把握 YP アセスメントの計画
5・6	YP アセスメントの実施 学校の状況・児童の実態の共通理解 (YP アセスメント等を基にして) 児童理解 (個に応じた対応、保健室報告) 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の実施
7	学校の状況・児童の実態の共通理解 児童理解 (個に応じた対応、保健室報告) 夏期児童理解研修 夏期特別支援研修
8・9	夏季休業明けの学校の状況・児童の実態の共通理解 児童理解 (個に応じた対応)
10・11	YP アセスメント 2 回目の実施 学校の状況・児童の実態の共通理解 (YP アセスメント等を基にして) 児童理解 (個に応じた対応、保健室報告)
12	いじめアンケートの実施 学校の状況・児童の実態の共通理解 (いじめアンケート等を基にして) 児童理解 (個に応じた対応、保健室報告) 人権週間の取り組みについて
1	人権週間に関わり「いじめ防止の啓発活動」を実施 学校の状況・児童の実態の共通理解 児童理解 (YP アセスメント等を基にして、保健室報告) 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の実施
2	学校の状況・児童の実態の共通理解 児童理解 (個に応じた対応、保健室報告)
3	学校の状況・児童の実態の共通理解 児童理解 (個に応じた対応、保健室報告) 次年度にむけてのまとめと引き継ぎ

IV 重大事態への対処

本校は、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に従い、いじめの重大事態を次のように定義し、重大事態が発生した場合 (疑いを含む) は、直ちに教育委員会に報告し、指示を仰ぐ。

<p>【重大事態の定義】 いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき (第 1 項第 1 号) いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき (第 1 項第 2 号)。</p>

そして、学校が中心となって調査を行う場合は、「いじめ防止対策委員会」を中核にして迅速に必要な対処をすると共に、再発防止に視点を当てた「調査」を実施し、調査結果を教育委員会に報告する。いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を市のガイドラインに従い報告する。

V いじめ防止対策の点検・見直し

この学校いじめ防止基本方針に示した、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、毎年点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行い、学校いじめ防止基本方針を改定した際は、改めてHPに公表する。